

○司会 皆様、お待たせいたしました。では、ただいまより、第2部パネルディスカッションを始めさせていただきます。

まず、パネリストの皆様を御紹介させていただきます。

お1人目は、久留米大学文学部教授の門田光司様です。(拍手)

お2人目は、東京都北区教育委員会広域スーパーバイザーの原和夫様です。(拍手)

3人目は、NPO 法人青少年自立援助センター職員、山崎敦史様です。(拍手)

そして、4人目は、先ほど講演をいただきました湯澤直美様です。(拍手)

なお、パネリストの皆様のプロフィールもお配りしています。資料に記載してございますので、こちらをごらんくださいませ。

進行は、内閣府参事官(青少年企画担当・支援担当)の加藤弘樹が務めさせていただきます。

それでは、ここからの進行は加藤参事官にお願いいたします。

○加藤参事官 ありがとうございます。

皆様こんにちは。内閣府で青少年の担当参事官をしております加藤弘樹でございます。どうぞよろしくお願いたします。

本日、内閣府のほうで、本来11月ではありますが「子ども・若者育成支援強調月間」として、力を込めて、力を入れる月を当てていまして、その月間の関連事業の位置づけでこのフォーラムを開催させていただきました。パネリストの先生方の中からは、ちょっとテーマがさえないんじゃないかという話もある中だったのですが、それでも今日は会場に皆様たくさんお迎えできまして、企画したサイドの者としては大変うれしく存じております。ありがとうございます。

それでは、これから第2部のほう、進めさせていただきます。

では、改めまして、壇上にパネリストの先生方をお迎えしてございますので、御紹介または御自身の活動などについて自己紹介も含めてお願いしたいと思います。早速ではありますが、進めさせていただきます。

2部のパネルディスカッションですけれども、第1部の湯澤先生の御講演、このフォーラムの基調となる事柄をお示しいただいたお話だったかと思えます。それを踏まえまして、2部のほうでは、より現場といいますか、子ども・若者の実情に触れるお話から、特に子どもの貧困問題について、その対策法ができてということもあり、今後それをどういうふうに運営していくかということにも大きな示唆をいただきたいなということを期待しまして行うものでございます。現場の実情を踏まえてというあたりを、ぜひ2部では受けとめていただければと思っております。

それでは、御紹介させていただきます。

まずは、門田光司先生であります。先ほども御紹介がありましたけれども、門田先生の御専門は学校のスクールソーシャルワーク実践研究や、知的障害、自閉症の方の地域生活支援研究を中心に取組み、また、子ども・若者支援活動にも参画されている先生でい

らっしゃいます。

門田先生こんにちは。どうぞ自己紹介的も含めてお願いします。

○門田氏 どうぞよろしくお願ひいたします。

プロフィールに書かせていただいていますように、2年前は福岡県立大学の教員、そして、附属研究所不登校・ひきこもりサポートセンター長をしておりました。サポートセンターは福岡県の補助金で運営していますが、年間25000件の不登校相談があります。サポートセンターでは、不登校相談だけではなくて、近隣の小・中学校で別室登校をしている子どもたちへの支援として大学生のボランティアを派遣しています。また、不登校の子どもたちの受け皿として、大学の中にフリースクールをつくりました。また、現在、日本学校ソーシャルワーク学会の代表理事をしています。学会の会員は、スクールソーシャルワーカーと研究者が中心です。さらには、福岡県では、毎年、スクールソーシャルワーカーの人数が増員傾向にありますので、組織的な体制の必要性から福岡県スクールソーシャルワーカー協会をつくり、会長をしております。

それ以外には、福岡県教育委員会、福岡市教育委員会、その他の教育委員会のスクールソーシャルワーカーのスーパーバイザーでもあります。多く小・中学校に訪問し、事例の助言をさせていただいていますが、本当に厳しい家庭状況の事例を多々経験することがあります。その現状を本日は御紹介できればと考えております。よろしくお願ひいたします。

○加藤参事官 ありがとうございます。

門田先生、スクールソーシャルワーカーの配置は全体的にふえてきているわけなんではないか。

○門田氏 そうですね。お手元の資料にありますが、2008年度に文部科学省の事業として始まりました。ただ、予算関係の課題とスクールソーシャルワーカーの人材課題がありますが、徐々にその必要性が認知されるにともない増員傾向にあると思います。

○加藤参事官 学校を開いていって、関係機関とつなぐ意味では、キーパーソンと言えそうですね。

○門田氏 そうですね。子どもたちの支援にあたって、学校と関係機関をつなぐ役割として、重要なキーパーソンであると考えます。

○加藤参事官 スクールソーシャルワーカーの関連も含めて、またお話ししたいと思ひます。

次の方へ移ります。

東京都北区教育委員会の広域スーパーバイザー、または保護司として御活躍の原和夫さんです。こんにちは。フォーラムのテーマがちょっとつまらなくて済みません。

それでも、ごらんになってください。これだけ集まっていたきまして、やはり関心の高さかなと。

○原氏 そうですね。私自身は、貧困の問題だけにフォーカスして毎日の活動をしている

わけではありません。気がついたら、目の前に貧困の問題が大きく横たわっていたというのが実情です。

私自身は、東京北区という 23 区の中にあっては下町的な雰囲気のある所で銭湯を営んでいます。そういうのが何でこの場にいるかというのは、私自身も不思議なのですけれども。

○加藤参事官 では、原さんの御紹介についてはいい映像がありますので、これをまず皆さんにちょっと見ていただきたいと思います。お願いします。

〔DVD 放映〕

○加藤参事官 映像はこんな感じでした、もっとじっくり見たくてしまうようなものですね。これは、この春、NHKの「首都圏スペシャル」で放映されたもので、皆さんの中にもごらんになった方がいらっしゃるかもしれません。私もその後日、DVD で拝見しまして、原さんのお姿を見て、しびれました。まだ子どもの貧困対策の担当云々ということもない、その前の時期でしたけれども、非常に感銘を受けました。

原さん、失礼します。何か映像にあわせて一言ちょうだいできますでしょうか。

○原氏 私自身は、貧困の問題に最初に注目したわけではなく、関わっている活動の中で、保護者の方や子どもたちが貧困の問題に非常に苦しめられている現状を目の当たりにしました。その中でどうやっていったら、この子たちの希望を見出していけるのかというようなことを、いろいろな関係機関の方の助けをかりながら進めてきました。一つだけ言えるのは、確実に学校の教育現場だけでは解決できない問題が、特に中学校と関わっている中で、山積しているように思います。そのことを今日は皆さんに伝えられたらいいなと思っています。

以上です。

○加藤参事官 ありがとうございます。

それでは続きまして、山崎敦史さん。NPO 法人青少年自立援助センターのスタッフとなります。お願いできますでしょうか。

○山崎氏 私は一職員として現場で活動しているスタッフであります。なかなか普段、こういう格好で、こういう場で話すこともないので、スーツを着るのも友人の結婚式ぶりの格好もあって、ちょっと緊張しています。

資料の 18 ページに団体の紹介や、かかわっているプログラムのことを書かせていただきました。団体の活動概要として、現在、様々な課題を持つ若者に対してさまざまな支援策、支援現場を持っています。もともとは 30 年ほど前からひきこもりという状況にある方に対するの支援、保護者相談だったり、全国的に訪問を展開していました。本部が東京都の福生市にあり、そちらに生活寮がありますので、そこに当事者、生活の拠点を移して、スタッフと寝食を共にして自立の後押しをしていくというような活動をしております。

僕自身が今かかわっている事業というのは、太字で「ひきこもり支援」という所から吹き出しが出ている、足立区の委託事業という所に書いてある「若年層就労支援等プログラ

ム」という事業です。事業内容は、足立区の福祉部から委託され活動しているのですが、生活保護世帯の若年層に特化して、訪問だとか、さまざまなアプローチの中で自立を促していくということをやらせていただいています。

地区担当のケースワーカーからの相談をいただいて、大体年間 100 ケースぐらいを担当して支援を続けているというような状況です。

ケース自体も状況はさまざまで、年齢も 15 歳から 34 歳までなんですけれども、例えば、中学校を卒業して進路未決定。ちょっと進路の整理をしてほしいというような依頼もあれば、その一方で、例えば 30 代で、小中ほとんど学校に行けていない。それこそ十数年引きこもってしまっているというようなケースにも携わっています。名称自体は就労支援となっているのですが、就労を目指せといっても、なかなか難しさもあります。そういう方に対しては、訪問から関係性をつくって、何か社会の接点になるような居場所機能を持つような社会資源に誘導するというようなことまでやっております。

資料の一番下に、昨年度のデータを載せさせていただいたのですが、特に支援にかかわった期間を見てもらうとわかるとおり、6 割以上が半年以上の支援が続いています。会ってすぐ何かが大きく動いたりということはないのが現状です。これから多分お話しさせていただく中にもあると思うのですが、本人だけの課題ではなかったり、生活状況、文化の貧困みたいなものもあったりすると思うので、その辺から考えていかなければいけないケースが大分数多くなっていることも関わっていると思います。

今日のテーマは貧困ということなんですけれども、直接、本人が貧困しているというよりは、湯澤先生のお話の中にあつた、貧困の連鎖の渦中にある若者の課題というところで、何か僕もお話しさせていただけることがあればなと思います。よろしくお願いします。
○加藤参事官 ありがとうございます。

資料の 18 ページに円グラフの御提供があるのですが、これは、例えば山崎さんがこのプログラム事業で担当されているケースは何件ぐらいあるんでしょうか。

○山崎氏 年間 100 件と言ったのですが、100 件ずっと走っているというわけではないです。毎月抱えている件数としては 50 強ですね。もう一人訪問支援員がいるので、その者と分担し、あるいは、単独でなかなか訪問に行くのは難しいケースもあるので、そういったときには 2 人で訪問するという形で動いています。

○加藤参事官 なるほど。

右は、支援の終了者という捉えになっていますけれども、支援終了というのは何か定められたものがあるのでしょうか。

○山崎氏 それはさまざまです。先ほど言ったような幅広い状況下の中で、全員が全員、正社員になりましょうといってもなかなか難しい状況があるので、一つのケースに対する支援の中で現実的な目標値はどこだろうかと担当のケースワーカーと話し合っているような状況です。なので、アルバイトが決まった時点で一段落させる方もいれば、まずは長年のひきこもり状態の改善を目指して、就労支援機関だとか、何か居場所を持ったよ

うな場所に定期的に通えるようになった時点で一先ず見守るだとか、状況に応じた支援終了の見きわめをしています。

○加藤参事官 なるほど。一律にこういう形ではなくて、まさにその方、その方でゴールというか、一つの節目をとっていくということなんですかね。

○山崎氏 はい。

○加藤参事官 ありがとうございます。

では、よろしく願いいたします。

そして、第2部でも湯澤先生に引き続きお加わりいただきたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、進めてまいります。子ども・若者育成支援と貧困問題の関連を扱わせていただきますので、子ども・若者育成支援の制度枠組みを少し簡単に御説明させていただきますと思います。配付資料の16ページの上に絵が描いてございます。皆様にはおなじみかもしれません。現行の「子ども・若者育成支援推進法」、これが今、子ども・若者育成支援の根拠法になっているわけです。基本法になっていると言っているかと思えます。平成22年度から制度4年目に入っている段階です。

大きくは2つの仕組みが組み込まれていまして、左側にブルーの領域があると思えます。これは、いわば基本法的な性格を表現しているところでして、政府のほうで、総理がトップに立つ推進本部、ここが「大綱」という施策の全体メニューを示しまして、これに基づいて自治体のほうでも「子ども・若者計画」立てする。これに基づいてしっかりと施策を進めていくという枠組みをまずつくりまして、もう一方、右手のほう、黄色い部分、絵はきれいに書いていますけれども、いろいろ困難な案件などについて、楯円の左側に「子ども・若者総合相談センター（子ども・若者に関するワンストップ相談窓口）」、こういったものを開きつつ、真ん中にあります「子ども・若者支援地域協議会」、子ども・若者の支援に関する関係機関、団体が広く参画して、連携の輪、ネットワークを組むわけでありまして。この中で、非常に対応に困難な、行政、縦割りでは応じきれないような件をネットワークで対応していこうという発想に立っての仕組みであります。

地域協議会として看板が立つかどうかの状況というのはまた一方でありますけれども、少なくとも子若法の制度が創設以来、各地域でネットワークの確立、整備というのは取り組まれていまして、それぞれの地域の実情に応じて、ネットワーク対応のための環境整備が進んでいるかなという状況でございます。

こういった枠組みの中で子ども・若者の育成支援のさまざまな活動が展開されているわけです。子若法の制度につきまして、門田先生より評価といいますかコメントいただけますでしょうか。

○門田氏 今見ていただいています資料の16ページに、少し私なりの評価を書かせていただいています。現在、小・中学校における不登校数は毎年約11万人です。平成23年度で

は、小学校で 304 人に 1 人、中学校で 38 人に 1 人が不登校です。これは、重大な社会的問題だと思います。そして、今、もっと深刻になっているのが高校での中途退学が増員傾向にあることです。今後、次世代の社会を担う子どもたちに対して十分な支援がなされていないということは、ある意味では、極論かもしれませんが、日本の将来というのが危うくなるのではないかというふうに考えることがあります。

今回、子ども・若者育成支援推進法を内閣府で取り組んでいただいたことはとても意義深いと考えております。

評価としまして、支援の部分に関しては、支援を要する方のもとに出向くアウトリーチがあげられます。例えば福祉の分野でいいますと、生活保護を受けるとか、機能障害を持たれる方々が障害手帳を受ける場合などは、申請機関に出向いて行って申請をする必要があります。これを、「申請主義」といいます。でも、地域の中に福祉の支援を要する人がいても、福祉サービスの申請をしない場合、その人は福祉サービスを受給できないまま地域に埋もれてしまうわけです。そこで大切になるのが、アウトリーチです。アウトリーチは、支援を要する方々の所に直接出向いて行って支援を行うことです。今回、そのアウトリーチが訪問支援をして法の中に謳われている点は大いに評価できると思います。

次に、相談機関の窓口はいくつかありますが、相談者として大変助かるのは相談の窓口の一本化です。今回、子ども・若者総合相談センターという窓口の一本化が図られていますので、相談機関を相談者が渡り歩くこともありません。一つの窓口に出向けば、そこから他の相談機関へとつないでくれるわけですから。

また、地域に子ども・若者支援地域協議会の設置が法で謳われています。ただし、協議会の設置課題は、それをどう実行的な支援まで稼働させていけるかというのが大きな課題だと思います。そして、もう 1 点、大切な仕組みが必要だと思います。

例えば、不登校の子どもたちやひきこもりの人たちは地域で生活をしています。そして、地域の中には、八百屋さんであるとか、パン屋さんであるとか、郵便局の職員であるとか、その他、さまざまな人たちが仕事をしておられます。この方々が不登校やひきこもりの人たちの社会参加への支援者として支援をしていただき、さらに、その支援者の方々のネットワークをつくることも大切であると思います。

福祉の分野には「地域福祉」という分野がありますが、地域の組織化には機関の組織化と地域住民の組織化の 2 つがあります。子ども・若者支援地域協議会は機関の組織化にあたります。そしてひきこもりの方々への支援者のネットワークは、地域住民の組織化にあたるといえます。特に、地域の支援者がどんどん広がっていくということは、不登校やひきこもりの方々が地域の中に包み込まれていくこととなります。それを福祉分野ではインクルージョンと言います。そして、最後に、支援者にとって参考となる活動報告や実践事例集などが公表されていけばよいかと考えています。

以上です。

○加藤参事官 ありがとうございます。

アウトリーチ、つまり訪問支援。もう受け身じゃないんですね。相談に来るのを待っているだけでなく、支援者サイドが働きかけていく。

山崎さんのご活動では既に実践ということ。原さんはアウトリーチという括りはなく活動なさっていらっしゃると思いますけれども、アウトリーチという手法の中で、家庭、家族、親の関係や貧困の様子なども、実感として支援者の方も受けとめて、それを支援も含めた支援方策を企画されるとかということにも活かされていくのかなと思われま。

あと、門田先生から今後の期待の部分で、実績が積まれていますので、それをよく整理して、広く普及を図るというあたりは、これは引き続き内閣府の務めでもあるかなと思っております。

それでは、子ども・若者の育成支援の制度の枠組みを前提にしまして、育成支援の実践について、いろいろパネリストの皆さんから御紹介いただこうかと思ひます。日ごろの活動から率直に思ふこととか、成果や課題、あと、貧困の影響というあたりに関連して、いろいろ御紹介いただければと思ひます。

まず、では、地域で個人のお立場で活動なさっていらっしゃる原さんのほうから御紹介いただけますでしょうか。お願いいたします。

○原氏 私の場合は、北区のとある中学校を本拠地として、その不登校状態の生徒を3年半前から対応しています。その中で貧困の問題にも直面してきました。それ以外に保護司という側面もありまして、それは鑑別所や少年院を出院してきた子のサポート、あるいは保護観察処分を受けた子の復学や就業のサポート等の中で、同じように貧困状態といえる家庭の問題が大きく横たわっていることに、現場として気がついていったわけです。

どういうことがあるかという、1人の少年が保護観察処分を受けました。保護者の方に、この子が鑑別所から出てきて、家庭に戻して一緒に生活ができますかというような環境調整という調査をしたんですね。保護者が拒否しました。「手におえません」と。

この子は、高校受験も間近になった時期に傷害事件を起こしまして、高校は結局受験できませんでした。時期のタイミングも悪かったんですね。審判が終わったのが3月の末ということで、結局どこにもひっかかりませんでした。その子を親が拒否した結果、この子、どうなるんだろう。東京や北区にもいろいろなネットワークがあるはずなんですけれども、どこにもひっかからなかったのです。君、どうする？ということで、ホームレスにさせるわけにはいきませんし、東京保護観察所に行って、観察官とももちろん協議しましたがけれども、結局どこにも当てはまらなかった。今の法制度ではひっかからないといったケースでした。東京には更生保護施設という、大人向けの刑務所を出所してきた方で身寄りのない方や引受人がない方の施設はあるのですけれども、少年向けのものは見当たりませんでした。

現実にどうしたかという、しょうがない、うちで預かりました。一月半その少年はいました。その間に仕事を一緒に探しました。なかなか見つからない。今の時代、とても厳

しいです。先ほどの湯澤先生のお話もありましたけれども、今、おいそれと仕事なんか見つかりません。技術もない、体力もない、知力もない少年がこの世の中で生きていくということは、本当に厳しいです。でも、何とかその子の住んでいる地域のほうにある建築関係の方に採用していただきまして、そこの職員寮へ入り仕事をするようになりました。

こういう行き場のない子たちがこれからどんどんふえていくように感じます。その子は、そういう非行の世界から足を洗いたい、立ち直りたいという意欲があって、もちろん私がサポートするのはやぶさかではないのですけれども、受け皿となる最低限の食と住が保たれる場所、安心して眠る場所、実は現状として限りがあります。そういう現実が不登校でひきこもりの家庭なんかでも散見されます。

保護者もそうです。養護教諭の先生に依頼されて、先生と家庭訪問を一緒にするわけですね。行くと、すえたようなにおいとアルコール臭がするんです。お母さんがどうもいるらしい。いるけれども、お声をかけてもなかなか御返事がない。そして、近所のおばちゃんへ尋ねると、私がちょっと奥まで入って行って起こしてくるよと行って、部屋から起こしてくると、お母さんは明らかにアルコールくさいんですね。

結果から言うと、そのお母さん自身が重度のアルコール依存症にかかっていた。私が保健所の保健師さんにもお願いして来ていただいて、そのお母さんはアルコールの問題専門の病院の施設に入りました。この子は、その間、児童相談所のほうに引き取ってもらって、その後、児童相談所の一時預かり所から都下にある施設で高校3年間を過ごす予定です。そのように、誰かつなぐ人がいないと親も子もつぶれてしまうんです。

貧困の問題で大きいのは、先ほど湯澤先生の講演にもありましたけれども、外部とアクセスしなくなります。ほとんどの方が外部とのアクセスを嫌がります。あるいは、恥と思っているのかわかりませんが、まわりが気を配らない限り、なかなか発見しづらいです。

なぜ学校がそれをやらないかという疑問を持たれる方もいると思いますが、学校の教員にそういったノウハウを有しているとは限りません。これは、民間の地域社会で生活していて長年そこに生活している人がやれることもあると僕は思っています。そういう情報を一番学校の中で持っているのは、養護教諭に多いです。本音の部分を子どもたちから聞いて、とても素晴らしい活動をなさる方がたくさんいます。そういう方とコミュニケーションをとっていると、いろいろな情報が入ってきて、その子を助けるために、まず、スタートを切れるのはそこからかなと僕は思っています。

ですから、他県のことは僕はわかりませんが、何かしらの問題を抱えた子どもの受け皿になる所が不足しているといえます。虐待の問題でも同じことが言えると思います。

かかわっていて痛切に困ったなと思うことが日々散見しています。

以上です。

○加藤参事官 ありがとうございます。

最終的な受け皿というところですね。これは、行政のほうで対応がかなわない。パンク

ということなんですかね。

○原氏 バンクもそうですけれども、誰か責任を持ってひとつの機関なりで、児童相談所がやるのか、支援センターがやるのか、学校がやるのか、中心となる所をはっきりした方が良い。でないと、結果的にたらい回しにされてしまうケースもあります。誰か責任を持って、1人なり、機関なり、この人がこの子の問題について概ね把握していますよというような関与が必要だと思います。その点、北区は僕のことを認めてくれているのかもしれませんが。中学校は3年間じゃないですか。縦の時間軸でその子が二十歳になるまで関わってくれる人は、行政機関で現実的に難しい。保護者の方からの相談も同じ。保護者の方が困って相談に行くと、担当者が変わっていたなんて話をよく聞きます。異動とかそういうことで。ですから、諸外国の例はわかりませんが、もっと長い時間軸でその子が二十までかかわれる機関とか個人がいたら、どれだけ相談しやすいのかなということはいつも感じています。

○加藤参事官 行政側の対応のほうには、いろいろ制約だとか、限界というところはあるのでしょうか。私が言うてはいけないのか。私もそちらのほうの立場の人間ですけれども、特に、子ども・若者の育成支援の仕事というときには、いろいろ制約要因が見られるということなんですかね。そこを、原さんの活動などがカバーしていただいているような実情にあるのかなと拝聴いたしました。

ありがとうございます。

そうしましたら、もう一点は NPO 法人、NPO の活動としてのということで、山崎さんのほうから御紹介ください。

○山崎氏 活動や成果ですね。

○加藤参事官 はい。

○山崎氏 ○原さんから行政というお話が出たのであれですけれども、僕らが一番かかっているのは、地区担当のケースワーカーになります。足立区では福祉事務所が5カ所ありますが、1人のケースワーカーが大体100件近い世帯を御担当されているという状況と聞いています。各自治体によって専門職の方がやられている所もあるみたいですが、まだまだ専門職でない方がやられている場所が多いというのもあって、その方それぞれの対応の差も結構あったりもしますし、対人業務が苦手という方で休まれてしまうような方も見てきました。そうすると、係内でその方が抱えていた世帯を分配しなければいけないんですね。

すると1人のケースワーカーが、例えば120、130というような世帯を担当する。そうすると、僕らが対象者としている若者に対して、どこまで状況を把握しているか。それを望むのは酷な状況ですよ。ケースワーカーは基本的には世帯主との面談をすることは多いと思うのですが、息子、娘さんの状況をどこまで把握して、じゃ、その方の活動が停滞しているのであれば、支援をしてほしいということが多忙の中望むのはなかなか難しいことを考えると、役割分担として民間に事業委託をしてもらっているということ自体、

この取り組み自体が一つ成果なのかなというふうには思っています。

対象者である若者も福祉に対しての理由なき警戒感というか、保護者の方がケースワーカーさんから何か指導されている姿を見ているからなのか、なかなか思っていることを口に出せないという言葉も聞いたりします。そういった意味では、もちろんケースワーカーにしかできないことも多分であれば、ケースワーカーだからこそしにくいこともやはりあると思うので、そういった意味では、僕らがちょっと違う形で隣にしながら支援をするということに関して、有用性はすごく感じています。

○加藤参事官 かかわる人材でも、専門的な人材と、そうでなくて幅広くかかわっていているボランティアベースのたくさんの皆さんとのお互いのよさとか、力を出し合って、うまく全体がカバーされるような体制が組めていければ一番よろしいんでしょうかね。それぞれの力量が生きてというところなのかもしれませんね。

ありがとうございます。

今、原さん、山崎さん、お2方、それぞれの立場でのお話をいただいたところで、そこで、学校のようなお話も原さんからあって、門田先生、ちょっとお伺いしてもよろしいですか。学校の先生にはなかなか力量とかの面で、教科の御指導を中心になさるのが教師たる専門職の役割かもしれませんが、こういった子どもたちの困難な、特にテーマになっている貧困問題というのは、学校の現場ではみんなの中でちょっと表立って扱いづらい課題にもなるのかなと思うのですけれども、現状いかがなものでしょうか。学校における子どもたちの貧困への対応というか。

○門田氏今日の資料の14ページに少し挙げさせていただいておりますが、スクールソーシャルワーカーはアメリカが起源で、1906年から07年に移民家庭の子どもの怠学問題、その背景要因は貧困や保護者の疾病、家庭崩壊が背景にあるわけですが、その子どもたちの怠学問題に取り組むために、学校と家庭の双方に働きかけていったのが始まりです。その取り組みの目的は、子どもの教育保障を通して貧困からの離脱にありました。子どもの貧困への対応という面で、今日、福祉の専門職であるスクールソーシャルワーカーが学校教育現場では必要になってきているという実感があります。スクールソーシャルワーカーが支援する子どもたちの多くは不登校ですが、不登校に加えて非行や児童虐待、貧困、発達障害等の課題が重複しています。特に圧倒的に多い相談は、家庭環境問題です。この相談依頼は、スクールカウンセラーと大きく違う役割だと思います。家庭環境問題で多い事例は、父親のDVで母親が離婚される。しかし、そのDVによって母親が精神疾患を患われる。精神的に働くということが厳しい状況にありますので、生活保護を受給される。ないしは、働いていっしょってても就学援助を受ける。経済的に困窮した家庭環境となります。

しかし、一方で、母親もまだお若くていっしょるので、別の男性との恋愛に没頭される。そして、次に起きるのが子どもへのネグレクトです。子どものほうは、母親が昼まで寝ているため、登校のために朝起こす人がいない。自然に目が覚めて遅刻して学校に行く、

または母親と一緒に昼まで寝てしまう。また、学校に行っても勉強がわからないから学力が遅れていく。学校が楽しくないので、学校に足が向かわない。それによってさらに学力が低下していくということになります。

例えば、児童虐待で身体的虐待や性的虐待の場合は命にかかわりますので、児童相談所は子どもの支援に動いていただけます。しかし、一番学校が苦悩するのはネグレクトの場合です。親が5,000円置いて1週間帰ってこない。子どもはその5000円でコンビニで弁当やパンを買って食べながら、学校に行ったり、登校しなかったりするわけです。でも、5,000円を費やしてしまっても親が帰ってこない場合、子どもはおなかをすかしながら家の中でうずまっていることもあります。また、家の中がゴミ屋敷状態になっている場合もあります。そのような家庭環境にある子どもの支援にスクールソーシャルワーカーが関わっていくわけです。ある事例では、スクールソーシャルワーカーが不登校の子どもに会いに行きました。家はゴミ屋敷状態で、子どもは積み重ねた布団の中にいました。子どもから開けてはいけないよと言われた炊飯器をスクールソーシャルワーカーが思わず開けてしまったら、中からクモの子を散らすようにゴキブリが飛び散って行きました。このような家庭環境にある子どもへの支援が必要な状況があります。

ただ、支援にあたっては、親が悪いという視点ではなくて、資料の14ページに書いていますように、ソーシャルワークの支援では、子どもと親が笑顔で家庭生活を送っていかれることを目標にしていきます。しかし、今、そのような状況でないため、ソーシャルワークでは、子どもと親の関係性を改善していくことを目指します。そのためには、いろいろな支援機関が関わっていくことも必要になります。

学校や児童相談所、生活保護課、警察、民生委員、その他の機関がつながりながら取り組んでいくということになります。しかし、制度上の課題もあります。例えば、一時保護といっても、保護所は満員状態であったり、児童養護施設の措置といっても児童養護施設も満杯の状態の場合があります。そのため、一時保護や児童養護施設への措置が必要な家庭環境の子どもは措置できない状況にあるため、学校が中心となって子どもの支援に取り組んでいけないといけないという状況になります。

時々、学校から相談を受ける事例ですが、御両親が生活保護を受けておられるのですが、小学校5年生の男の子の将来の夢は生活保護なんですね。だから、学校に行かないんです。親子間はとても仲がいいですね。遊びに連れていったり、カラオケに行ったり。しかし、親子ともども昼まで寝ているんですね。一番困るのは誰か、学校なんですね。学校は校長や教頭、担任、養護教諭などがローテーションを組んで、朝迎えに行くわけです。でも、玄関で声をかけても起きてこない。やっと親が起きてきても、この子は学校に行かなくていいと言い切るわけです。

子どもの教育保障を考えた場合、学校に行かせないということを言い切る親に対して何か取り組みができないものか。まさに、命輝く未来の子ども、子どもの未来に対して教育の必要性を理解してもらえない親にどう理解してもらおうのか、ここが一番難しい取り組み

です。スクールソーシャルワーカーたちは、日々、この難しい課題に取り組んでいます。

アメリカであるならば、学校へ行かせないということになると、保護者は罰金ないしは逮捕されます。日本の場合はそこまでいきませんので、子どもの教育保障の観点から何らかの取り組みが求められると考えます。

○加藤参事官 ありがとうございます。

学校でもどうこの課題、問題に対処するかというのは、いろいろなアプローチがあると思いますけれども、門田先生から、スクールソーシャルワーカーという新しいキーパーソンの御紹介をいただいたわけですが、少しずつ配置も進んでいるようなこともコメントいただいて、実際、現場での配置の形というのはどのようになっているのでしょうか。

○門田氏 2008年度の事業開始からもう5年たちますけれども、都道府県によって配置形態が異なるのが現状です。例えば、予算との関係がありますが、週1回とか週2回ぐらいの回数で、指定校の小学校や中学校に配置されているところがあります。この配置形態では、スクールカウンセラーとの役割分担がわかりづらいかと思います。福岡県や福岡市では、私が事業開始当初から教育委員会に関わらせていただき、直接支援の配置形態をとっていただいています。この配置形態では、スクールソーシャルワーカーは指定中学校区に配置されています。対象の学校は、中学校1校と小学校が2～3校を担当します。そのため、支援ではアウトリーチにて家庭訪問をし、保護者と直接関わりをもつこととなります。また、関係機関に出向いていきながら情報収集をし、ケース会議を開催し、学校と関係機関のネットワークを通して支援を展開していきます。配置形態が、週1回とか週2回で指定の学校に出向く場合、関係機関とのネットワークを築くことも時間的に難しいといえます。現状では、各都道府県によって取り組みの配置形態が違っているため、今後の課題だといえます。

○加藤参事官 学校サイドにも変化の動きがあるということが良く分かりました。

例えば、原さん、山崎さん、よく一般的に、学校というのは育成支援の事柄について、何となく連携しづらいとか、連携が難しい、閉じている、課題を抱え込んだりしないかということをおっしゃるけれども、そのあたりはどう実感されていらっしゃるのでしょうか。

○原氏 少なくとも東京の北区の学校においては、そういう閉鎖性とかは感じません。むしろ積極的に外部の機関、あるいは外部の人たちと連携していかなければ限界があると感じているはずで、ですから、私みたいに一民間人に直接担任の先生からお電話がかかってきたり、こういうケースなんだけれども、原さん、どうしたらいい？といった連絡もあります。先生たちは、授業や学校での部活や学校内の生活のことでいっぱいなんですね。それ以外の問題が発生したときに、物理的に動く時間はほとんどないんです。その先生が金八先生みたいな人であっても、現実的に難しく、限界があるんです。ですから、そういうときに、僕らみたいに地域でいろいろなネットワークにつながっている、地域の行政機関と精通している人間にアドバイスを求めてくるというのは、とても賢明と思いま

すし、そういう先生を僕は尊敬します。自分ひとりじゃ限界がある。もちろん私もそうですけれども、自分一人でできる範囲なんて限られているわけですね。ですから、今、門田先生がおっしゃったように、いろいろなネットワークを十分にフルに活用して、その子をセーフティネットに、あるいはその家庭をセーフティネットに乗せていくというような発想に切りかえていくのがベストでしょう。学校に全て任せるとするのは過酷過ぎます。もしも、そういう閉鎖的な発想があるとすれば考え直した方が良いと思います。

○加藤参事官 山崎さん、いかがでしょうか。

○山崎氏 学校だけとは言わず、いろいろな支援に関係する勉強会だとか研修会に出ると、必ず言われるのが、複合的な課題だから、いろいろな役割を持った人が連携しなさい、協働しなさいという話が出てくるんですけれども、一番そこがすごく難しいなということを実感しています。連携先同士で文化も違ったり、お互いの性格の違いだとかでもなかなか結びつかないようなことがあったりするということを感じますし、あるいは、自分たちは役割としてここまでやっただから、あとはあなたたちがやってください、あなたたちの領域ですよというような、これも一つ役割分担と言われてしまえばそうなんですけれども、その狭間により繋がらない対象も多いと思うんですね。その溝を補うためにどうしたらいいかという、関係者同士の支援の重なり合いをつくる以外にないかなと思います。自分の役割の中でできる限りのお節介をして、連携先の支援者とつながる部分を多分につくる。ちょっとぼやっとした話になってしまいましたけれども、こういったことがすごく重要なのかなと思います。

○加藤参事官 なるほど。ありがとうございます。

特に公的な部門と民間部門とで考えると、公的部門は法令などに基づいて、大きな予算を伴わせて必要なことを実現するについては力強く臨める主体かなと思いますね。ただ、先ほど原さんのほうからの御指摘もありましたけれども、権限だとか担当業務というのがしっかり分かれていたり、それこそ働き方一つについても、勤務時間、いろいろなサービスの関係のルールだったり、制約というか、どうしても公のところはルールで仕切る部分があります。ただ、それが育成支援の柔軟な対応というところでは、ちょっと水をさすような面もあるかもしれないですね。

そういう中で、今、つながっていくというところでは、そういう法令に基づいて、きちんとルールでということはありませんけれども、連携しつなげていくところで一步踏み出すような姿勢も時として大事かもしれません。それが職員の方の心意気で済むというところではないのかもしれませんが、大事なのかなと思います。いつも私も、この秋なども特に公的部門の皆さんには呼びかけているところなんですけれども。

どうぞお願いします。

○原氏 貧困の問題だけではないですけれども、子どもがいろいろな問題で、配布資料にも書いてあるネグレクト、DV、母子家庭、経済問題とか、いろいろな問題がありますね。

緊急に相談したいときに、そういう困っている保護者なり子どもが夜の時間帯に相談できるしくみ。要するに9時～17時で役所は終わります。平日は働いて家事もしています。夜、役所はやってません。土日は閉まっています。春休み、夏休みは、関係機関も動ききれない場合があります。でも、そういうときこそ相談したかったり、緊急にSOSを求めたいというようなことが多い。結果的に私が行政のすき間というか、そういう側面にも取り組んでいると評価いただいたりします。夜に話を聞いてもらいたくても話をできない。土日に実はお父さんがお酒を飲んだら暴れ出しちゃって、どうしたらいいのかわからない。そういう困っている人とか辛い思いをしている人に対する本当の根本的な配慮というのが欠けたらいけないように僕は思います。ですから、そういうようなところから相談体制的な部分でも改善していかなければ、だんだん子どもたちが絶望していく。結局、誰にも聞いてもらえない。保護者の方もそうですよね。

ですから、そういうような受け皿の問題で、上物をつくるとか、そういう問題だけではないところにも心配りをしていくべきではないかなということを感じています。

○加藤参事官 なかなか行政のサイドには耳の痛いところでしょうか。基づくルールはあるにしても、どこか踏み出していけるような仕事の姿勢であり、実践をしていけないかなという思いがいたします。

さらに、貧困が子どもや若者に及ぼす影響の部分で、家庭や学校、地域での様相などを伺えればと思います。貧困の問題もいろいろで、それは個人の責任じゃないのかという意見もあります。その方の力量の不足だったり、怠けていらっしやらない？というように。一方で、これは湯澤先生のお話で、時代の変化ということもあってのお言葉があったかと思いますが、かつて、貧困をばねにして自分を大きく飛躍させていったというようなお話なども耳にすることもあります。そういう貧困の問題をどう捉えるか、湯澤先生のお話に多々あったかと思うのですけれども、個人の問題で済むのかという部分について、再度お話を伺えますでしょうか。湯澤先生、お願いしてよろしいでしょうか。

○湯澤氏 先ほどの話で触れられなかったことに、保護者の方々の状況について、という点があります。「子どもの貧困」という言葉を使うとき、そこには両義性があります。つまり、「子どもの貧困」ということを打ち出すとき、ポジティブな面とともにリスクを伴う面があると感じています。たとえば、「子どもには罪はない」「子どもは生まれる家庭を選べない」とよく言われます。このことはもちろんそうなのですが、それがともすると保護者バッシングに安易に転嫁されてしまう恐れもあります。保護者ご自身の人生の歴史や生きざまについて私たちがどれだけ理解できるのか、ということもあわせて問われていいかないと、「貧困は個人の責任」という言説につながっていってしまうと思います。

私たち研究者の間では、貧困が再生産しているということはデータから実感を得ています。例えば、生活保護を受けておられる方々の政府統計では、学歴の統計がないんですね。自治体でも独自に時間を使って統計を出していれば把握ができるのですけれども、あまり明らかにされていません。ある自治体の例でみると、生活保護を受けておられる母子世帯

のお母様の学歴は、約 50%が中学卒業でした。そして約 50%が高校卒業です。大学卒の方は本当にわずかであり、難病など特別な事情があるかたでした。中卒・高卒で 50%・50%という数値なんです。

このような数値の中にも、この方々が子どもであった時期から貧困にさらされてきて、成人後にも貧困が再生産されている現実を読み取ることができます。貧困という現実は、親族の絆からも切り離され孤立していくということがありますから、親族にも頼れないなかで、貧困が疾病を招き、疾病が貧困を招くという悪循環に置かれながら保護に至らざるを得ない状況があります。このような保護者自身の困難な状況も見えるようにしていく、そういう取り組みが私たち研究者には求められていると思っています。

○加藤参事官 ありがとうございます。

先生の資料の 10 ページに掲げていただきましたけれども、貧困問題は、公正な社会の実現のための試金石であると。これをどう位置づけて、どう取り組むかが試されるころだということですね。日本という国において、ということだと思いますね。貧困問題がどこかにある誰かの問題なのではなくて、私たち一人一人、それぞれにかかわる問題なんだということを第 1 部では御指摘いただいたかと思います。

あわせて、スライドのほうでも、一人一人の潜在能力の発揮ということまで引いていただいて、本当に一人一人のまさに命が輝くような意味での意義づけにつながる貧困問題の対策というのは、そういう意味で意義のある課題なんだろうなと思う次第です。決して限られたごく一部の方、お気の毒な方の限られた範囲での問題ではないと、確かにそう思います。お一人お一人の力が、潜在能力を含めて生きていくように、一人一人が輝いているような国でないと、国力全体で見たって、何かどんよりしてしまふ。生きていないですよ。国の力全体としても。

あと、何と申しますか、陰に隠れてしまっている方々。いろいろ難しいことがあります。自分たちの声を上げられないとかということもありましたけれども、そういう人を、国民全体や地域でもそうですし、一部にそういう方たちを見て見ぬふりをするのは、どこか社会に闇があるようで、不安だったりしませんか。生活していく中でも。やはりみんながある程度安定して、それぞれの輝きを持って生きていくような、みんながそういう輝きのある社会のほうが、多くの人にとって幸せなのかな、ハッピーかなという気がいたします。

そういうふうに、これが特定の方への限られた施策ということではなくて、国としても取り組む。全体で取り組む意義のある課題なんだという位置づけを改めてされた上で、このたび、子どもの貧困対策法の制定ということがこの 6 月にあったわけでありまして。これについては、配付資料、2 部のほうの 19 ページをごらんください。2 種類の資料を参考に掲げてございます。

上のちょっとした絵を見ていただきますと、湯澤先生にも 1 部で御紹介いただいた現状・背景などが左上の欄にあります。データで引いております。それに対しての法律で対

策推進の対応をするということでの目的・基本理念が右の欄にありまして、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等をより実質的にという意味合いだと思います。図る。そのために子どもの貧困対策を、政府も自治体も国全体で総合的に推進することを目的とするんだと。そのための基本理念として、子どもたちの将来が生まれ育った環境、家庭等の環境によって左右されることのない社会を実現ということをやっていますし、そのための国・地方公共団体、関係機関の相互密接連携で総合的な取り組みでやらなければいけないよと、こううたわれているものです。

その制度、枠組みづくりがその下の欄にありまして、さきに御紹介した子ども・若者の制度と似ています。政府全体での対応ということですよ。

まず、左手のほうで国のラインがあって、内閣総理大臣を会長にする「子どもの貧困対策会議」を設けて、そこで政府の施策の全体メニューになる対策の大綱というのを、この法律では閣議決定、閣僚皆並んで、よしやろうというので決めることにしています。

そうしてできた大綱を踏まえて、勘案していただいて、右手に移って、より皆さんの住民の生活に近いものの地方公共団体におきまして、特に法律では都道府県に子どもの貧困対策計画を策定してくださいと。形は努力義務と。策定するように努めてくださいという努力義務が課されているものです。

その大綱の中に掲げることとして、オレンジ色の所で、基本方針を掲げ、やみくもに施策に取り組むといっても、なかなか評価できませんから、子どもの貧困に対する指標をとります。関連データ。例えば、右上の現状・背景で御紹介しているものは一例になるかと思えます。そういう手法をちゃんと据えて、その動きも見ながら施策を講じながら、その指標の動向なども見ながら取り組んでいくと。あわせて、そういった指標の改善に向けた施策を掲げていくということになっています。

支援策としてはいろいろなものが並んでいまして、教育支援、生活支援、保護者、親への就労支援、経済的支援、または関連する調査研究をきちんとしていくといったようなこと。

取り組みの状況は、一番下にありますとおり、いわゆる政府で出す各種の白書のように、子ども貧困対策の分野でも国民に向けて毎年報告していくということになっております。

あと、下のほうは法律の概要を字で書き込んでいるので、あわせて御理解いただきたいのは、下の段の資料の真ん中に※がありまして、法案の審議の際に、委員会審議で決議がついていまして、大綱の立て方が肝心ということがありまして、その大綱には、有識の方、または貧困の状況にある方、またはそういう皆さんを支援する立場にある方などなどの幅広い意見と声をくんで策定するよということもついているものでして、より実質化を図っていく一つの手続、手順になっているものであります。

以上、このたびの法律の御紹介であります。これについて、法律の制定に向けてもずっと貧困ネットのほうの取り組みもあつたり、湯澤先生に改めてこの点の意義だとかコメントをお願いいたします。

○湯澤氏 この法律が成立したのち、加藤さんに初めてお目にかかったときにお名刺交換させていただきました。その名刺に「子どもの貧困対策担当」ということが書き込まれていて、その名刺を拝見したときに、とても感激をしたことを覚えています。

この法律の制定を受けて、今後、大綱が策定され、省庁横断的に取り組みが進んでいきます。今日も本当にさまざまなお立場の皆様にご参加いただいているのですが、「子どもの貧困」という問題は、保育、教育、福祉、医療・保健、居住福祉、司法などさまざまな領域からの横断的なアプローチが必要です。そのような包括的な子どもの貧困解決への具体施策というものを大綱の中にどう位置づけていけるのかということが、これからの大きな課題になってくると思っております。

そのような意味では、内閣府の自殺対策のホームページをごらんになっていただくと、いろいろなメニューの取り組みをなさっていることがよくわかります。啓発とキャンペーンでは最近では「睡眠キャンペーン」というよう取り組みがあったり、あるいは、先ほどから出ているような会議の持ち方ということでも、官民連携協働会議とか自殺対策検証評価会議など、さまざまな会議が持たれているようです。また、自殺対策は基本法ができたのち、自殺対策白書が刊行されるようになりました。子どもの貧困対策でも「子どもの貧困白書」を発刊して現実が見えるようになっていくことも期待したいですし、自殺対策から私もこれからもっと勉強しなければと思っております。

検証評価会議というようなものは子どもの貧困対策においても重要で、どういうふうにも有効性があるのかを検証して評価していく取り組みが必要になってくると思います。先行する法律によって進んできた取り組みにも学びながら、さまざまな創意工夫を皆さんとぜひ一緒にしていきたいと思っております。

○加藤参事官 ありがとうございます。

そうですね。白書、国民へ向けてしっかり報告するというのも大事です。やはり子若の制度でも同様ですね。子若も、先ほどの推進本部のもとには点検評価会議というのを置いて追っかけていますので、今、方針が立っているわけではないですけども、施策の評価なりというところでは大事な御指摘だなと思っております。

こういったことで、新しく子どもの貧困対策の制度が立ってきているということがございまして、このパネルディスカッションにも3先生にもいらっしゃっていただいているので、直接個別の施策での御提言ということでも結構です。何かこういう制度が新しく立ってきたということで、期待される場所というのでしょうか、せつぱくならこういう面、もしくは、こういう点も配慮してほしい、用意してほしいといったようなところについて、何か感想や御意見ございましたら、御紹介いただきたいと思います。

門田先生からよろしいですか。お願いいたします。

○門田氏 それでは、またスクールソーシャルワーカーに関して少しお話をさせていただきたいのですが、実際に今、スクールソーシャルワーカー活用事業というのは、義務教育

の小・中学校が対象になっております。ただ、現実的に原先生もおっしゃるように、中学生への支援はなかなか厳しくて、特に家庭環境の厳しい中学3年生に支援に入っていく場合、タイムリミットがあります。義務教育というタイムリミットですね。でも、支援をあきらめてはいけないと思うのですけれども。そう考えときに、一番効果的な取り組みは、小学校早期の低学年で家庭環境が崩れる前に集中的にスクールソーシャルワーカーが関わっていくことだと思います。

もう一つは、今のスクールソーシャルワーカー活用事業が義務教育ですが、高校の支援ニーズがとても高いことです。福岡県では、ありがたくて、昨年度から単位制等の高校と支援を要する生徒が多い県立高校にスクールソーシャルワーカーの配置事業をいただいています。高校は単位履修ですので、単位が取れない場合には留年になります。また、退学をする生徒もいます。次の進路を決めずに退学した場合、無職化していく可能性が高くなります。

さらに高校年齢では、メンタルヘルスの問題が起きてきます。そうすると、精神疾患等への支援も必要になります。小・中学校とは違って、高校では進路というのがとても大きなキーワードです。これは、発達障害の高校生においてもそうです。卒業後、大学進学や福祉的支援を視野にどのような進路を検討していくのか、英語ではトラジション、すなわち移行と言いますが、高校から卒業後の移行支援がとても重要になってきます。以上から、ぜひスクールソーシャルワーカーが高校でも支援を行っていけるようにしていただければと考えております。

以上は特に期待したいところでもあります。

○加藤参事官 ありがとうございます。

それでは、原先生、お願いします。

○原氏 今、門田先生が言ったことと関連があるのですけれども、そういうような、せっかくスクールソーシャルワーカーの事業が機能したとしても、日本の社会で非常に小学校の低学年から上の中学校や高校に、その少年なら少年のいろいろな問題を持ち上げていくことは難しい側面があります。これは、1つは法律があるんです。守秘義務という。皆さんも御存じだと思うのですけれども、例えば、我々が知った情報、もちろん、みだりにそれにかかわっている子たちのプライベートなことを言うなんて、これは問題外なんですけれども、こういう関係性のある人たちの間でも、守秘義務ということでそういう情報の共有化がしづらい社会になっている。ですから、サポートするにもサポートしづらい構造があるんです。

守秘義務に関わらず、例えば小学生で子どもはアレルギーがあります。ですから、中学校へ上がったなら、アレルギーに配慮してやってくださいなんて、その程度の情報でも円滑にいかないんですね。お母さんがアルコール依存症で保健所の保健師さんが月に何回か家庭訪問して下さっていますという情報も上がってこない場合があります。上げておけば事前に対応のしようがあるのに。ないから、対応ができないんです。こうした現状もあり

ます。

こういうふうに、一人の子どもを救うのに救えない構造になっている側面もあるんです。とても大事な情報でも中学校でゼロからアセスメントづくりをしなければいけなくなっている。ですから、関係機関に、例えば僕がその少年のお母さんの問題を保健所に伝えたら、ひょっとしたら法律違反になる場合もあるんです。子どもを救うために、親を救うためのはずなのに、法律の文言に縛られてしまう。事に対して、僕は民間人ですから、フットワークを軽くできます。だからといって、モラルとして、他人様の僕が知り得た情報をべらべらしゃべるといことは絶対あり得ません。保護司という立場もしていますし、それは人間のモラルの問題です。

本当は、皆さんを守るための法律の文言は、守る側面もありますが阻害している場合もあるということも、現実には子どもたちや保護者の方の対応にかかわっている人間として感じています。その問題を高校まで上げていけば、その子にもっとスマートにいろいろな関係機関がかかわれるのではないかなと感じております。

以上です。

○加藤参事官 ありがとうございます。守秘義務の壁みたいな御指摘があったと思います。

続いて、山崎さん、お願いします。

○山崎氏 施策とかと言われてしまうと、なかなか難しいなと思ってしまいますけれども、僕は訪問支援を継続しておこなっているのですが、困難を抱えた若者が多い中、そう毎回、毎回、何か劇的に変化するということは、やはりないわけですね。その中で何が有効的な支援なのかと考えると、僕は、ただ隣にいるというようなこともすごく重要なことかなと思っています。本当にただ一緒に遊ぶ、ただ電車に乗ってどこかへ行くだとか、そういう一緒に時間を過ごす中でしか見えないものがあると思います。そこで見られる小さな変化を、敏感に支援者がキャッチをして、タイミングよく何かを動かすみたいなことが必要かなと思っていて、一見、余白の部分、遊びの部分に対してお金をつけることを重要視していただくと、現場のスタッフはすごく動きやすいのかなと思います。

具体的には、例えば、家では話しにくいから、ファミレスへ行ったり、ファストフード店に行きますといったときの費用だったりとか、細かいことですが、そういうようなことが何か出所があれば、もっともっと動きやすくなるのではないかなと思います。

○加藤参事官 ありがとうございます。これまたあれかもしれません。ちょっとの踏み込みでも大事だというところが、生きるというところがあるんでしょうかね。支援の実践の中ではね。ありがとうございます。

ここまで、パネリストの皆様でいろいろ事例を御提供いただいたり、お話を進めてまいりました。ここで、1部で湯澤先生の御講演についても時間をとれませんでしたので、よろしければ、会場の皆様からお声をいただきたいと思います。2部の今のパネルデ

イスカッションの件も当然含めて、全体で御質問や御意見をいただきたいと思います。どうしても時間が限られますので、5点申し上げますと言って始める形は御遠慮いただいて、できるだけポイント1つでお一方お願いして、時間の中で何人様お願いできるかですけれども、お声をいただきたいと思います。いかがでしょうか。御意見等ある方、挙手ください。感想でも結構です。どうぞお願いいたします。

○発言者A 大阪でこども支援関係の仕事をしております。よろしく申し上げます。、原さんと同じように、私は里親ですし、そして、ファミリーホームもやっています。同じような子どもたち、全然行き場所がないと言われたのですけれども、実際、そういう子どもは受けていますし、少年院を出た子どもも受けることができますよね。大阪市のほうは、そういう場所は社会福祉法人がないと受けられないんですね。東京都はNPOでいっぱい自立生活援助ホームがあるはずなんですね。自立生活援助事業と言うんですけれども。

○原氏 知っています。

○発言者A それが全然ないんですか。

○原氏 どこも満床といえます。満床で、規模も小さめです。公開されてはいませんが。それはなぜ公開されていないかというと、要するに、シェルターの役割をしている所が多いのが理由ですね。ですから、DVで夫からの暴力、あるいは親からの暴力で、そういう子たちを守るので、場所も公開されていませんし、限られたスペースしかないんです。ですから、私がかかわった少年みたいに、16歳で未成年。どこの支援制度にあてはまるかなんともいえない年代の若者と言ってはおかしいけれども、そういう子たちの受け皿というのは足りているとは言えないんです。私もその辺はよく知っていて、どこかにそれでもないかと思って一生懸命探したのですけれども、1カ所成人向けがあったのですけれども、成人向けだと子どもはどうしても難しい場合もあります。以前の話ですが、こわもて風のお兄さんたちがいるような宿泊寮はあったのですけれども、居ずらいと話してきた事がありました。僕も施設を一緒に探しましたが、残念なことに、女の子の施設や弁護士さんが運営している施設があるのですけれども、そこも満床でした。

ですから、僕に5,000万円あれば、運営させていただきたいなと思うのですけれども。本当に東京はそういう意味で課題があるともいえます。

○発言者A 東京はすごい数なんですよね。ものすごい数です。大阪なんて、府を入れて3つしかないんですね。そこはあいているんです。つまり、大変な子どもを見られないんです。受け入れられないんです。そのためには、そういう施設の中にちゃんとソーシャルワーカーを含め、あるいは心療の人たちをちゃんと入れないと、受け皿がすごい大変なことになるんですね。

今、私が1人受けている子も、すごいPTSDで、思い出すと暴れるという。だから、毎週カウンセリングに連れていかないといけないということがあるのですけれども、その子は両親どっちもいないですから、1人なんです。しかも外国人となってくると、本当に行き場がない。

そういうケースの中に、もう少し私は現場の世の中に専門家の人がちゃんとして、医者との連携とか、そういうことがちゃんと取り組めるような形、個人的にはあって、も制度としてないから、すごく現場が苦勞するんですね。原さんがおっしゃったのと同じです。現場で動かない。民間が動かないとできないという。

○原氏 児童相談所の施設自体が満員といえる状況なんです。東京の場合、一時預かり所が6カ所あるのかな。収容率 120%といっても過言じゃない。ですから、児童相談所は、母子統合、あるいは父親との関係性を修復させる方向も視野に動いたりもします。先日小学生のケースについて、私の所に学校から電話がありました。虐待がひどく家には帰宅させられないと。以前から私もこのケースに関わっていて、何度も本人と面識がありましたので、私の家に連れてきてくれと言い、家に連れてきたとたんに児相の職員が素早く対応に来ました。これ以上迷惑かけられないからとも言っていました。ケース会議を開いて、その子はもう危ない状態だというのがわかっています。ですけれども、児相も対応に限界があるといった状態なんではないでしょうか。だから、そういう所に東京都なり国がもっと予算の配置をしてほしい。ただ建物をつくっただけではだめですよ。専門性のある職員の方をきちんと配置するというのは、相当予算の裏づけと用意が必要です。ですから、そういう意味では、日本の社会は非常に脆弱かもしれません。

ちなみに、私、この13年間で15人ぐらい引き受けています。それはやむを得ないなんです。ほっぽり出したら路上生活になる。あるいは、虐待される可能性がある。どこにも持っていきようがないというだけの話で、別に好き好んで預かっているわけでも何でもありません。

以上です。

○加藤参事官 ほかにいかがでしょうか。どうぞ、御感想でも。お願いします。

○ こんにちは。大学1年生なんですけれども、今回このようなお話が聞けてよかったなと思っています。

質問なんですけれども、私はあしなが育英会に入っていて、いわゆる貧困という状況下に置かれている高校生とか中学生と携わる機会をいただいているのですけれども、そのようなときに、ひきこもりとか不登校とか、彼ら彼女たちのそういった問題を抱えている中で、自分たちも大学生という若者ではあるのですけれども、そういう子どもたちの何か支援とかサポートとか、大人からではなく、若者が子どもたちの支援をするという方法は何かあるのでしょうか。

○加藤参事官 原さん、お願いできますか。

○原氏 うちの中学校で不登校の子たちに近隣の大学生、あるいは大学院生の方がボランティアで勉強を教えるという活動をしています。不登校の子たちは、どうしても勉強に遅れが出てしまうんです。かわいそうに、小学校2年生、3年生からの算数の問題がわからなくなっている子もいます。あるいは漢字が書けない。そういうような基本的な学力が身に付けにくいんですね。そういう子たちの勉強を見てもらう大学生のお姉さん、お兄さん

に来てもらっています。間接的ですが、貧困問題を含めて学生さんにとっても一つの勉強になるのかなと思っています。今日も皆さんに、学生さんで関心のある方はぜひ声をかけてください。何人でも受け入れますと言いたいくらいです。そういうボランティア活動は、北区だけではなくて23各区で既にあるでしょうし、どんどん広げられたら良いと思います。

○ ありがとうございます。

○加藤参事官 よろしいですか。ありがとうございます。

子ども・若者育成支援では、原さんのように、地域で取り組んでくださる方は本当に貴重な存在で、内閣府の私たちもありがたいんですね。そこで、プラス、今、発表いただきましたけれども、大学生の力もいいですね。ぜひおかりしたいというか。またそれは、皆さんを高めていく場に、機会になったら、とてもいい感じですね。御活躍ください。ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。お願いします。

○発言者B 初めまして。愛知のほうで子どもに関する貧困の学習支援なんかをやっています。子どもの貧困対策の推進法に関する話が最後のほうに出たので、それに関する質問をしたいと思います。

私は6月のデモに参加させていただいて、本当に学生主体のいいデモだったなと感動を覚えたところです。あの当時から大綱の話が出ていまして、実効性のあるという話が出ていたと思います。6カ月ぐらいたちまして、現状、どういう進捗があるのかなというのをいつも気にして調べているのですが、まだそういう情報、私は不十分さがありますので、もしよろしければ、どういう経緯にあるのかというのを伺いできればと思います。

○加藤参事官 ありがとうございます。これは私の役になるかと思います。

6月に法律ができて、法律制度を実際に運用するための施行という段があるんですね。施行のための準備の必要な作業をいろいろやっています。法律ができて、法律だけで制度が回りませんので、その下部の政令という形式の、やはりルールごとが要るんですね。それも必要なものを案をつくって制定したり、あと、先ほど御紹介したとおり、政府のみならず地方公共団体とも一体となってやりますので、地方公共団体への制度説明とか、協力要請、協力依頼というような段取り、情報も提供してというやりとりをしたりしています。あと、大綱づくりということもあるので、これもどんなような検討体制で、どんなふうに進めていくかなというあたりを、施行の前の段階の準備としていろいろ企画しているような段階です。

ですので、今、12月に入ってきていますけれども、年を明けたところで、できる限り早く施行の段を迎えて、その後、関係の皆様にご協力いただいて大綱づくりに取り組んでいきたいかなと、こんなような今のところの流れですけれども、よろしいでしょうか。

○発言者B わかりました。

○加藤参事官 ありがとうございます。

こちらの方。

○発言者C 済みません、素人なのですが、子どもが2人おります。

門田先生からアウトリーチという話があったと思うのですけれども、それはすごく大切だと思うんですね。どうしてこんなになるまで助けを求めないのだろうという方がいるというのがすごく問題なんだと思うのですけれども、先ほど、個人情報保護法とかの問題もあって情報が流れないという話もあったのですけれども、ふと思い出したのですが、私、何かで、子どもの虫歯を治せない親だったりとかで発見される場合があると聞いたのですけれども、貧困も発見されるのではないかと思うんですね。

自分の体験で、私が小学校6年生のときに就学時健診のお手伝いをして、虫歯がものすごい、目もものすごく悪くなっているの、明らかにこれは生活の状態が悪いという子をたまたま担当したことがあって、その後どうなったかわからないのですけれども、今でも覚えている思い出なんですね。

だから、原さんから養護の先生がそういう情報を一番持っているというお話があったのですけれども、そういったところから、医療に関することは特にプライバシーの問題が難しいとは思っているのですけれども、お医者様とかは通報の義務があるというのは一般的によく知られているのですが、学校の健康診断で、明らかにひどい状態であるとか、あるいは学校からお知らせがいても健診に連れていかないと、学校で夏休みに行ってくださいとかと言ってきたりするのですけれども、あとは、あるいは保健だよりなんかで見るのは、感染症にかかっているんだけど、親が仕事を休めないという理由で来させた御家庭があるので、やめてください、みたいな通知があるのですけれども、それも親が忙しいというだけではなくて、お金の問題でどうしてもという方がいると思うんですね。そういうところからのすい上げみたいなものは何か取り組みができていたりしないのでしょうか。

○門田氏 どうもありがとうございます。

先ほど、スクールソーシャルワーカーの配置形態の違いがあることをお話ししましたが、私は福岡市教育委員会のスクールソーシャルワーカーの事業に関わりをもたせていただいています。福岡市の場合には中学校区に1人スクールソーシャルワーカーが配置されています。対象校は、小学校2～3校と中学校1校、3～4校対象になります。小学校で支援した子どもたちはそのまま中学に上がりますので、スクールソーシャルワーカーが支援した子どもについては情報を知りながら支援の継続や経過観察をしていくことができます。今の守秘義務ということになりますと、スクールソーシャルワーカーの資格としては国家資格の社会福祉士とか精神保健士です。ただ、残念ながら、全国のスクールソーシャルワーカーで社会福祉士、精神保健士を持っている方は6割程度しかいらっしゃらないんですね。国家資格では、守秘義務を違反すると、私も社会福祉士で精神保健士ですけれども、罰則規定が入ります。

ですから、秘密保持を遵守する資格の立場から、児童相談所とか関係機関から情報を得ることも可能で、一緒に支援していく体制も取れます。また、養護の先生から子どもの健

康や家庭状況の情報をいただきながら、できるだけ子どもたちの様子の変化を見ていきながら取り組むこととなります。

○加藤参事官 よろしいですか。

ありがとうございました。

では、もう一方。どうぞ。

○発言者D 私は少年院で法務教官をしています。どうぞよろしくお願いいたします。

少年院というとなかなかイメージがわからないと思うのですがけれども、私は帰る所を探す仕事を担当しています。日々、少年が毎日、毎日来ている。非常に事件は小さいけれども、帰る所がないと少年院に来てしまうんですね。家庭裁判所から帰せないとなると少年院に来てしまうんです。来た所からすぐ帰す場所を探し始めるのですがけれども、先ほども第1部のほうでありましたけれども、少年は被害者です。加害者である前に被害者なんですね。被害者で始まって、加害者になっています。

でも、少年院に来る生徒は幸せなんです。非行することによって「助けて」と言ったんですね。多分「助けて」と言えない子がいる。非行という形ですら救えない子がいっぱいいるということですね。非行をして、私たちの所に来れば、お預かりして、当然教育をします。国がお預かりして、お金をかけて資格を取らせて、いろいろ教育して、担当がついて社会に戻します。

そして、社会に戻っていくんですけども、社会に戻れない方というのは、2つの大きなキーワードがあります。居場所と出番です。居場所がなければだめです。居場所がなければ、また逸脱します。それから、出番です。社会として認められているかどうか。社会として自分が必要とされているかどうか、それが大事なことです。貧困の問題もしかりですけれども、私たちは、居場所と出番というのが非常に大事だと思っています。ところが、なかなか帰る所が見つからない。

例えば、先ほど山崎先生が施設をされているという話、ぴんと耳を立てて、ここに帰せないだろうかと考えているとか、常にそういう感じで探しているんですね。原先生のおっしゃったように、帰る所はいっぱいなんです。厚生養護施設しかり、自立ホームしかり、いっぱいなんです。帰せないんですね。箱はでき上がっているけれども、中身を何を入れるかが非常に難しい。私たちが何かする上でぶつかるのは制度です。原先生もおっしゃったように、制度がいろいろな意味で邪魔をするんですね。非常に困っている。

ただ、震災でもありましたけれども、日本社会は捨てたものじゃないなと思ったのは、震災があつたら、ボランティアの人が大勢行って、がれきを片づけたり、いろいろなことをやってくれました。もしかして、少年たち、今、貧困の問題がもっとみんなに知れ渡っていたら、もしかしたら手を挙げてくれる人が大勢いるかもしれない。私たち一人一人の力は弱いかもしれないけれども、その大勢の人たちと求める需要と供給をつなげるパイプ役ができれば、もっといっぱい助けられるのではないかな。そんな気がいたしました。

協力雇用主というのがいます。ある程度会社で、社会で認められるようになって、よし、俺もそろそろ社会のために何かやってやるかといって、少年院のほうに来て、困っている子がいたら、うちが面倒を見るよと言ってくれる協力雇用主さんがいます。結構協力雇用主さんは来てくださいます。大変助かります。気をつけないのは、貧困ビジネスとしてやってくる人たちもいますので、その真偽を見きわめなければいけないのですけれども、そういう人たちも非常にいて、先週も帰る所のない4名の生徒の面接を当てました。2名は採用しますよ。2名はちょっとごめんなさいという感じだったんですね。ところが、すぐその後に電話が来て、4名全部取りますと言いました。面接をしていて、ちゃんと受け答えができない。会社としては利益にならないかもしれない。だから、この子はちょっとと断ったのですけれども、帰ってみんなと相談したそうです。本当に助けなければいけないのは、自分でアピールができない子です。ということで、全員とってけると言ってくれました。

例えば、今度、ほかの先生が定員を確保してくれるかどうかは別の問題で、制度が今度ぶつかってくるのですけれども、そういう形でいっぱい助けてくれる人がいるような気がします。そういう人たちを発掘してパイプをつなげる。私たちはなかなかできません。ただ、骨を断つためには肉も切らなければいけない部分があると思います。原先生なんかはかなり肉も切られていると思います。皆さん、何とかそういう形でパイプ役になってつなげていければ、もう少し発掘するという作業も必要かなと思いましたので、ちょっと今回参加して、感想という形で述べさせていただきました。ありがとうございました。

○加藤参事官 ありがとうございます。大変示唆に富む大事な御意見をいただきました。

ほかにありますか。いっぱい挙がってきました。そちらの男性の方。

○発言者E 神奈川のほうで若者の自立支援をやっています。

伺いたいのは、本法案とはまた別に、生活困窮者自立支援法案というものが15年施行ということで厚生労働省マターであると思うのですけれども、一部、この法案と本法案の対象者というのは重なってきたりする部分があるのかなと、半分素人ながらですが、印象もあって、その辺についてはどのような整理みたいなことがなされていくのかというのが伺っていけるといいかなと思っています。

○加藤参事官 いきなり謝っちゃいまして、済みません。今日はこういう顔ぶれで、私たちの準備が十分でなくて、厚生労働省が第一ということなので、せっかくの御関心の点ですけれども。でも、関係の法案が今かかって、手順上通っていく見通しですよね。あれは、子ども貧困対策にも当然つながる部分が出てくるし、大綱の中にそれが反映されていく要素になるであろうと思われる点ですね。申しわけありません、十分でなくて。

ありがとうございます。

せっくなのでいっちゃいましょうか。どうでしょう。どうぞ。

○発言者F 東京都内の自治体の中の適応指導教室等で心理相談員をしています。今日はありがとうございました。

今年度、私のほうは、従来、不登校やなかなか学校へ行けないお子さんを相手に面接をしたり、いろいろな活動を通して触れ合ったりする活動をやっているのですけれども、もっともっと現場の中で外につながっていかない御家庭に対して、学校を周りながら、家庭訪問するというのを、スクールソーシャルワーカーの真似ごとといたしますか、見習いといたしますか、臨床心理士の資格なので、福祉を持っていないのですが、やらせていただいているところなんですね。

そういうところの活動をする支援者として思うところとして、このことにかかわって、実際、子どもが、自分も何々先生みたいにカウンセラーになりたいとか、福祉の仕事に就きたいとか、保育士になりたいと夢を語ってくれるのですけれども、我々としても非常勤でなかなか安定しない立場、そして、その先どうなるやらわからないという、支援者としてのジレンマとか、自分たちも何年かしたら退職をせざるを得ないとか、そういうところで支援がどうしても長く息づかないのですね。そういうのを見ていると、子どもにも、いい気持ちになってくれたね、うれしいよとは言いたいのですが、安心してこういう仕事に来てほしいとも言えないとか、それから、理想像として頑張りたいのだけれども、同業者としていろいろな調査がありまして、みんないい待遇のところ引張られるとか、ここにいると、時給制でなかなかだから、よそに移るということで、支援者もそこに根づかない。そういう非常に難しい社会的な、特に日本は専門家を育成するところまでできていても、そこで抱えるというところまで体制が弱いものですから、すごいジレンマを感じているんですね。

その辺について、先生方は、より熱意を持って出てこようとする若者を育てていらっしゃると思うのですけれども、門田先生や原さんのようなところでは、その子たちに対してどういう道筋とか、どういう思いで育てていこうということを思っていられらっしゃることがありましたら、教えていただければと思います。

○門田氏 私も定期的に適応指導教室へ相談援助に行きますので、よくかかわるのですが、子どもたちを学校に戻すだけの目標では、適応指導教室での支援は難しいですよ。適応指導教室が居場所になってしまうと学校には戻れなくなります。しかし、学べる場所は学校しかない。だから、結局はどう学校に戻る道筋をつけていくのか。そして次の進路に向かうのかというのは、大切なことだと思うんですね。

2年前に県立大学にいるとき、不登校・ひきこもりサポートセンターで適応指導教室の全国調査をさせていただきました。ちょっと話がずれるかもしれませんが、適応指導教室での学校復帰への取り組みで効果的なことは何かを尋ねたら、学校の先生が適応指導教室に定期的に訪問するとか、また、スタッフが学校に行き来するとか。その相互の交流があるところほど、子どもの学校復帰率は高いようです。子どもたちは学校に戻りたいという思いがあると思います。その気持ちをどう支援していくかが大切かと思います。しかし、適応指導教室で高校進学を目指す取り組みをした場合、目的がないまま進学してしまうと、高校でもまた不登校になる可能性があります。そのため、適応指導教室に在籍時に、ある

程度将来の目標を持つ取り組みは大きいかと思えます。

フリースクールによっては、外からいろんな職業の方を呼んで来て、子どもたちに話を聞かせたりされるところがあります。先ほどお話しした地域の支援者ネットワークの大切さですね。私も不登校・ひきこもりサポートセンター長のときは、あるレストランのオーナーをお願いをして、子どもたちに厨房体験をさせてもらったことがあります。そのような職場体験の開拓をしていきながら、子どもたちに次の進路のイメージ化を図っていく取り組みも必要かなと思います。

○発言者F ありがとうございます。

○原氏 行政の方をお願いしたいのですけれども、今の彼みたいに、こういう学校のサポートをする福祉というか、カウンセラーの方もそうですけれども、そういう方の身分が非常に不安定で、雇用が不安定なんです。そういうようなことが、子どもたちが安定するために、そういういい人材を長く大切に、しかも非常勤扱いではなく雇用していただければとてもいいかなと思いますけれども、残念ながら、他区のことにはわかりませんが、東京の北区という所では、そう言って不安を抱えているカウンセラーの方、あるいはそういう特別支援の職員の方たちは、毎年の更新みたいな雇用契約なので、非常に不安がっています。そういう本音を私なんかには漏らすんですね。僕は雇用主もいませんから、非常に気楽に。長くにわたってやるということがとても大切なんです。短いスパンでやることではないですよ。やはり子どもというのは5年、6年の関係性の中でいろいろなことがわかってくる。だから、あなたみたいな方が安定して働けるような環境づくりをぜひ行政側の方に考えていただきたいなと思っております。

以上です。

○加藤参事官 ありがとうございます。

では、最後とさせていただいてよろしいですか。もう一方。どうぞ。

○発言者G 愛知県の大学生です。

僕はちょうど子どもの貧困対策推進法に関する卒業論文を実は書いていて、明日大学のほうで自分の教授と会って、卒論のことを話すのですけれども、子どもの貧困対策推進法のことに関して、ちょっとお話を聞きたいなと思って質問させていただきました。

2010年、イギリスのほうで子どもの貧困対策基本法が、似たような法律ができたというところで、実際にイギリスのほうでは、子どもの貧困率の数値目標などが盛り込まれて、それがとても評価が高くされていると思うんです。今回の日本の法律では、いろいろな数値を改善することが大事ということが言われていて、なかなか1つの数値目標を入れることが難しかったということかもしれないのですけれども、僕は思うのですけれども、いろいろな数値を改善するということはすごく大事なことなので、1つに絞るということはどうなのかなとも思うのですが、やはりその中で1つ、現状のところでも出てきている子どもの貧困率だったり、ひとり親家庭の貧困率というのをぜひ改善するような数値目標などが

盛り込まれれば、実効性のあるものができるのではないかとあって、ちょっと言葉が難しいのですけれども、ぜひそういうようなものを大綱などで盛り込んでいただければうれしいなと思うのですが、そういうのはなかなか難しいのでしょうか。

○加藤参事官 湯澤先生もお詳しいところですが、法案の審議の経過でいろいろ調整もあって、今の姿で、数値目標という形は入っていません。先ほど、19 ページの上の段の資料で御紹介しましたが、それにかわってという位置づけでもないかもしれませんが、大綱には関係の指標を盛り込んで、その改善に向けた施策を書き上げていくというふうになっているんですね。ですから、そこで貧困をどういうふうに、どういうデータとか、どういう事情で捉えるかというのはいろいろあるのだと思うんですね。それを決め打ちで、このデータでいこうというのは、法案審議の過程でも決めかねたわけですね。ということがあります。ただ、関連する指標はいろいろにもう既にありますので、今、お聞きいただいた相対的貧困率のお話も、これは法律上も大綱の指標に入ることは明記してある事柄でもありますから、こういったものは間違いなく大綱に掲げられていて、その数字、データの動きも見ながら、改善に向けて施策も検討していく扱いになっていくものと思います。

法律上の数値目標というのとはちょっと性格は別ですが、一応法律の成立に向けてはそういう調整の上で、そういった性格のものとして関連のデータも、指標も位置づけられているというところは御理解ください。

○発言者G ありがとうございます。行政の方としゃべる機会が、愛知県なのでなかなかなかったんです。済みません、ありがとうございます。

○加藤参事官 ぜひ研究の取り組みのほう、頑張ってください。いい成果が上がりますように。

○発言者G 頑張って期限内に提出したいと思います。

○加藤参事官 御健闘をお祈りしています。御活躍ください。

お時間もきておりまして、そろそろ締めにとということで。

本来、結んでいなければいけなかったかもしれませんが、私は皆さんとせっかく御一緒できましたので、お声はできるだけいただきたいなというので、勝手にいたしました。それでも一応まとめようとも思いますので、パネリストの皆様一言になるかもしれませんが、今日御参加いただいたの感想とか、皆さんへのメッセージとか、何でも結構ですので、一言ずつちょうだいできますでしょうか。

では、山崎先生からお願いします。

○山崎氏 本日はありがとうございました。困難、貧困ということテーマにして、普段接している人々を改めて「貧困」という言葉で捉えて考える機会というのは余りなかったので、すごくいい刺激的な準備期間になりました。こういった場において、ある程度傾向を話す際、極端な言葉になりがちだったりすると思うのです。AとBという事象があったときに、大体がAだったというときに、Aですと答えるのですけれども、真実としては

Bという少数の人たちもいると思うんですね。何が言いたいかという、数字ではいろいろデータは出ているのですが、実際の現場を一步でも二歩でも近づいて見ていただきたいなと思っています。実際の家に行って本人と話したときに、生まれたときからテーブルの上で御飯を食べたことがないとか、学校に行くときに起こされたことがないとかいう方もいます。そこでしか見れない風景だとか、そこでしか感じ得ない感情もあります。なので、そういった現場を見ることで、一つのきっかけになればいいなと思います。関係者の方も多いということなので、何か今日をきっかけに、今後一緒に仕事ができるとすごくうれしいなと思います。

今日はありがとうございました。(拍手)

○加藤参事官 ありがとうございます。

私どものほうでも山崎さんは若き支援者として期待していますので、また御一緒してください。ありがとうございます。

続きまして、原先生、お願いします。

○原氏 私は多分ここで唯一組織に属していない活動者だと思うのですが、こうやって非行、不登校、虐待の問題に気がいたらどっぷり漬かっていると、時々すり切れそうになります。でも、こうやって若い方、年配の方も含めて、いろいろな方がいろいろな活動をなさっているなというのを今日確認できて、非常に心強く思っております。私にまた何か勉強する機会があったら、声をかけてください。一人でやっていると、どうしても独善に陥ってしまうのがとても怖いのです。こういう勉強会があるとか、こういうやり方があるんだということがあったら、ぜひ教えていただきたいなと思っています。

本日はお招きに気づかりまして、ありがとうございました。(拍手)

○加藤参事官 ありがとうございました。

では、門田先生、お願いいたします。

○門田氏 冒頭でお話しさせていただいたように、子どもというのは次の世代の、私たちの社会を担う大切な存在だと思います。その子どもたちが自分の夢を追いかけながら、自己実現していけるような社会というのを望みたいと思いますので、ぜひ内閣府としても頑張っていただければという思いがします。どうぞよろしくお願いします。(拍手)

○加藤参事官 ありがとうございます。

それでは、最後に、湯澤先生に全体の総括ということをお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○湯澤氏 総括まではいかないのですが、皆さま、今日は長時間誠にありがとうございました。最後の御発言も本当にさまざまなお立場からの声がありましたが、支援者や学生の方、市民のかたなど、さまざまな方々が集いながら、このような会議が持たれることは力になっていきます。この法律を活かして、各地域で子どもの貧困対策が広がっていくことがこれから必要となりますので、今日の皆さんの発言に勇気づけられました。

そして、福祉の現場というのは、「10年先に社会問題となっているであろうことが、今

ここで起きている」というような「時代を先取りする先鋭的な現場」であると私は思っています。ですから、今この現場で起きていることをきちんと社会化して、10年後にその不利を大きくしないように、10年先・20年先を見越して、今、必要なことを皆さんと一緒に考えていきたいと思います。今後ともどうぞよろしく願いいたします。

今日はありがとうございました。(拍手)

○加藤参事官 ありがとうございました。

以上で内閣のフォーラムは終わらせていただきたいと思いますのですが、時間がちょっと伸びたのが、皆様にも御予定もあろうかと思えます。申しわけありませんでした。

パネリストの皆様にもいま一度盛大な拍手をお送りください。(拍手)

ありがとうございました。

では、以上をもちまして、本日の内閣府フォーラム、終了させていただきます。

一気に行ってしまったけれども、とても大事なテーマですので、またこれからもこのテーマの企画をしてみたいと思います。どうぞまたよろしく願いいたします。ありがとうございました。(拍手)

○司会 以上で終了でございます。長時間にわたり、皆様ありがとうございました。